

(案)

障発 第 号
令和8年 月 日

各 民間事業者等の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

自立支援機器効果実証・普及支援モデル事業の実施について

標記の件について、障害者等の自立や社会参加の促進の観点から、障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発及び普及啓発の加速や障害者等の就労を促進するため、今般、別紙1のとおり「自立支援機器実証モデル事業実施要綱」並びに別紙2のとおり「自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

(又は繰越承認日のいずれか遅い日)

別紙 2

自立支援機器イノベーション人材育成事業実施要綱

1 目的

本事業は、障害者等に適正な価格で速やかに支援機器を普及させるだけでなく、障害者が進歩する技術の恩恵を遅滞なく受けられるような支援機器の開発を促進する観点で、障害者自立支援機器（以下「支援機器」という。）の開発及び普及に係る人材を育成し活用することで、障害者の自立や社会参加を支援する支援機器の開発及びその普及を加速させることを目的とする。

2 実施主体

日本に登記されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確であり、かつ経営の安定性が確保されている団体（以下「実施団体」という。）とする。

3 事業内容

実施団体は、以下の（1）から（5）に掲げる事業を行う。なお、実施に際し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「自立支援振興室」という。）と密な連携を取って実施すること。

（1） 企画運営会議の開催

（2）～（5）に定める事業について、その実施内容や効果的な方法について検討するとともに、事業終了後、事業の効果について客観的指標をもって評価・検証を行うため、企画運営会議を開催すること。なお、企画運営会議には、支援機器に関するニーズを持つ障害者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する医療福祉専門職等の外部有識者を参画させること。

（2） 開発支援アドバイザー研修の開催

障害者等のニーズを的確に捉え、製品化並びに事業化の視点を踏まえた開発手法を支援機器の研究開発人材等に会得してもらうことを目的とした開発支援アドバイザー研修を企画し、開催すること。なお、実施に当たっては、次の①から⑥までに掲げる要件を全て満たすものであること。

① 開発支援アドバイザー研修は、関東及び関西を含む2箇所以上で開催することとし、1箇所につき、月1回（終日）程度、計6回以上開催すること。なお、開催に当たっては、効率的・効果的に人材育成が図られるよう、週末開催及びオンライン形式での開催等、開催時期や開催形態について配慮すること。

(案)

- ② 開発支援アドバイザー研修の参加者には、ニーズ側である支援機器の開発に関する知識・知見を有する障害当事者や医療福祉専門職等や、シーズ側である研究者や支援機器開発企業等のエンジニアに加え、コンサルタント等の事業化の視点を有する人材を含め、円滑かつ効果的に研修が進捗するよう、多職種参加を促すこと。
 - ③ 開発支援アドバイザー研修内容は、支援機器の分野に特化した研修とし、障害当事者等に対するインタビューや現場観察等を含めること。なお、インタビューは、当該研修の参加者以外から行うこと。
 - ④ 開発支援アドバイザー研修参加者には、適宜、障害者自立支援機器等開発促進事業に関する情報提供を行うこと。なお、本事業の成果として、事業終了後に障害者自立支援機器等開発促進事業への応募を目指した支援機器開発を推進できる人材を育成することが望ましい。
 - ⑤ 開発支援アドバイザー研修の修了者には、修了者番号および修了証等を発行し、5に定める事業報告書と共に修了者名簿を自立支援振興室に報告すること。
 - ⑥ 開発支援アドバイザー研修の参加者が、当該研修で学んだ内容の習熟度を上げることができるシステムを構築すること。
- (3) 開発支援コーディネータ研修
- 実施団体は、支援機器の開発段階を踏まえた開発の進捗状況等に応じて伴走支援を行う人材の育成を目的に、開発支援コーディネータ研修を開催すること。なお、実施に当たっては、次の①～⑤に掲げる要件を全て満たすこと。
- ① 開発支援コーディネータ研修の実施に当たっては、効率的・効果的に人材育成が図られるよう、週末開催及びオンライン形式での開催等、開催時期や開催形態について配慮すること。
 - ② 開発支援コーディネータ研修の参加前後には、参加者の知識や技術の現状把握及び開発支援アドバイザー研修参加後の効果判定を目的として、支援機器開発及び普及に関するスキルチェックを行うこと。
 - ③ 開発支援コーディネータ研修の内容は、支援機器の分野に特化したものとし、支援機器の各開発過程で求められる知識の習得、ワークショップ形式の演習、支援機器の開発企業へのインターン実習を含めることとし、具体的には以下のとおりとすること。
 - ア 演習やインターン研修に先立ち、e-learning等を活用して、支援機器開発及び普及における基礎的な知識の内容を定着させること。
 - イ ワークショップ形式の演習においては、支援機器の開発過程における試作機開発からモニター評価、製品化及び、製品化後の支援機器

(案)

の販売等、開発後期から普及に係るまでの具体的な知識について実践的に学ぶため、対面形式で6回程度開催すること。

ウ インターン実習は、障害者の支援機器開発の実績がある企業2カ所以上において行うこと。なお、インターン実習期間は、複数の企業の実習期間併せて1週間以上とする。

エ インターン実習においては、支援機器の製品化や事業化に当たって解決すべき課題や、その課題解決のために支援すべき内容を実践的に学ぶことができるよう支援すること。

オ インターン実習終了後、受講者に対し実習で会得した内容について自己分析を行わせただうえで、その内容を開発支援コーディネータ研修修了後の伴走支援を見据えた討議をするための報告会を開催すること。

④ 実施団体は、研修修了者に対し、修了番号及び修了証を発行し、5に定める事業報告書とともに、自立支援振興室に報告すること。

⑤ 開発支援コーディネータ研修の参加者が、当該研修で学んだ内容の習熟度を上げるとともに、伴走支援時に活用することができるシステムを構築すること。

(4) ニーズリストの作成

実施団体は、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉えたニーズリストを作成することとし、事業実施に当たっては、次の①～②を全て満たすこと。

① 実施団体は、障害者等の多岐にわたるニーズや社会情勢をふまえ、対象(～にとって)、目的(～のために)、問題(～する方法)といった内容を含む1語文及びその文章の選択理由を記載した、ニーズリストを作成すること。ニーズリストは、2障害領域あたり、3以上のニーズを作成すること。

② 実施団体は、①のニーズリストについて、12月までに作成し、自立支援振興室へ提出すること。

4 報告

(1) 実施団体は、当該年度における事業の実績について、事業終了1か月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、交付要綱に定める様式による事業実績報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 実施団体は、当該年度における事業の成果について、翌年度の6末日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室(以

(案)

下「自立支援振興室」という。)に提出しなければならない。なお、成果報告書は厚生労働省のホームページへ掲載するため、その提出方法については、自立支援振興室が別途指示するものとする。

- (3) 本事業の実施に当たって、実施団体は、自立支援振興室と適宜連携し、進捗状況を報告すること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「令和8年度（令和7年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（民間団体実施分）交付要綱（以下「交付要綱」という）に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 実施団体の決定方法

本事業の実施団体は、公募により決定するものとし、その決定に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に設置される「自立支援機器イノベーション人材育成事業評価委員会」における事業評価を踏まえることとする。